資料3

感染症定期報告に関する今後の対応について

平成16年度第5回 運営委員会確認事項 (平成16年9月17日)

1 基本的な方針

運営委員会に報告する資料においては、

- (1) 文献報告は、同一報告に由来するものの重複を廃した一覧表を作成すること。
- (2) 8月の運営委員会において、国内の輸血及び血漿分画製剤の使用した個別症例の 感染症発生報告は、定期的にまとめた「感染症報告事例のまとめ」を運営委員会 に提出する取扱いとされた。これにより、感染症定期報告に添付される過去の感 染症発生症例報告よりも、直近の「感染症報告事例のまとめ」を主として利用す ることとすること。

2 具体的な方法

(

(

- (1) 感染症定期報告の内容は、原則、すべて運営委員会委員に送付することとするが、 次の資料概要を作成し、委員の資料の確認を効率的かつ効果的に行うことができ るようにする。
 - ① 研究報告は、<u>同一文献による重複を廃した別紙のような形式の一覧表</u>を作成し、当該一覧表に代表的なものの報告様式(別紙様式第2)及び該当文献を添付した「資料概要A」を事務局が作成し、送付する。
 - ② 感染症発生症例報告のうち、発現国が「外国」の血漿分画製剤の使用による症例は、同一製品毎に報告期間を代表する<u>感染症発生症例一覧(別紙様式第</u> 4)をまとめた「資料概要B」を事務局が作成し、送付する。
 - ③ 感染症発生症例報告のうち、発現国が「国内」の輸血による症例及び血漿分 画製剤の使用による感染症症例については、「感染症報告事例のまとめ」を提 出することから、当該症例に係る「資料概要」は作成しないこととする。た だし、運営委員会委員から特段の議論が必要との指摘がなされたものについ ては、別途事務局が資料を作成する。
- (2) <u>発現国が「外国」の感染症発生症例報告</u>については、国内で使用しているロットと関係がないもの、使用時期が相当程度古いもの、因果関係についての詳細情報の入手が困難であるものが多く、必ずしも緊急性が高くないと考えられるものも少なくない。また、国内症例に比べて個別症例を分析・評価することが難しいものが多いため、<u>緊急性があると考えられるものを除き、その安全対策への利用については、引き続き、検討を行う。</u>
- (3) <u>資料概要A及びBについては、平成16年9月の運営委員会から試験的に作成し、</u> 以後「感染症定期報告について(目次)」資料は廃止することとする。

感染症定期報告・感染症個別症例報告の取り扱い 感染症定期 感染症定期 感染症定期 報告の東 報告書 報告概要A (成分每) 感染症定期 報告概要B 研究報告 全体一覧 個別症例報告一覧 研究報告一覧 国内-外国 外国症例報告一覧 国内症例報告 研究報告概要 重複を整理 研究報告概要 外国症例報告 太献 個別症例報告 一覧 重複を整理 定期間後 個別症例報告一覧 文献 国内 集約 次の資料概要を補助資料として 提出する。 ·感染症定期報告概要A

·感染症定期報告概要B

固別症例報告一覧

個別症例報告

(即時報告されるもの)

感染症定期報告概要

(平成19年5月23日)

平成18年12月1日受理分以降

- A 研究報告概要
- B 個別症例報告概要

A 研究報告概要

- 〇 一覧表 (感染症種類毎)
- 〇 感染症毎の主要研究報告概要
- 〇 研究報告写

研究報告のまとめ方について

- 1 平成18年12月1日以降に報告された感染症定期報告に含まれる研究報告(論文等)について、重複している分を除いた報告概要一覧表を作成した。
- 2 一覧表においては、前回の運営委員会において報告したもの以降の研究報告について、一覧表の後に当該感染症の主要研究報告の内容を添付した。